

帝京大学 女性・研究者支援センター 規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、帝京大学女性・研究者支援センター（以下、「センター」という）の内部組織とその他必要な事項を定めるものとする。

(業 務)

第2条 センターは、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 女性・研究者支援、男女共同参画推進のための具体的方策の計画および実施に係ること。
- (2) 女性・研究者支援、男女共同参画推進の調査および分析に関すること。
- (3) 女性・研究者支援、男女共同参画推進に係る情報発信等に関すること。
- (4) 女性・研究者支援、男女共同参画推進に係る相談体制に関すること。
- (5) その他女性・研究者支援、男女共同参画推進に関すること。

(組 織)

第3条 センターは、センター長、室長、副室長および室員をもって構成する。

(センター長)

第4条 センター長は、副学長を充てる。

2 センター長は、センターの運営を統監する。

(室長・副室長)

第5条 室長・副室長は、副学長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、センターの業務を掌理する。副室長は室長を補佐する。

(室 員)

第6条 室員は、室長の命を受け、センターの業務および事務を処理する。

(協力教員)

第7条 センターに協力教員を置くことができる。

2 協力教員は、女性・研究者支援、男女共同参画推進に関し専門的知識を有する教員のうちからセンター長が指名する。

3 協力教員は、室長の命を受け、センターの業務の処理を助ける。

(会議)

第8条 センター会議は、センター長、室長、副室長および室員が担う。

(事 務)

第9条 センターに関する事務は、女性・研究者支援センターにおいて処理する。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃はセンター長、学長を経て、理事長の承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2014（平成26）年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2020（令和2）年8月1日から施行する。
- 4 この規程は、2025（令和7）年6月1日から施行する。